

記入例（短縮申請の場合）

様式 B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

令和〇年〇月〇日

(あて先)姫路市長

新設の場合は「変更」を、
変更の場合は「新設」を、
二重線で消してください。

届出者 東京都〇〇区1-1

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇△△

(担当者) 姫路工場 ××課 〇〇□□

電話(079)-221-****

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	姫路市飾磨区中島〇〇〇〇-△			工場で製造加工を行う全ての製品名を具体的に記載。また、日本標準産業分類の4ケタ番号も記載。製品の変更を行う場合は、変更前、変更後をそれぞれ記載。	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		食パン、菓子パン (0971 パン製造業)			
3	特定工場の敷地面積		変更前 10,000 m ²	変更後 10,000 m ²		
4	特定工場の建築面積		変更前 2,000 m ²	変更後 2,500 m ²		
5	特定工場における生産施設の面積			別紙1のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙2のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙4のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定		造成工事等			
			施設の設置工事	令和〇年〇〇月〇△日		
※整理番号					小数点以下は切り捨て、1の位まで記載。 変更の場合は、左欄には変更前の面積、右欄には変更後の面積を記載。 (建築面積は水平投影面積であり、延床面積ではありません。)	
※受理年月日						
※審査結果						

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から13欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

敷地の増減のある場合は、「造成工事等」の欄に、日付を記入してください。

工事開始予定日を記載
届出日から90日（短縮届出の場合は30日）を経過した日以降の日付が必要となります。
実施制限期間の日数には、届出の日及び工事開始日を含めません。